

発議第2号

米原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および米原市議会会議規則（平成17年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

平成29年3月6日提出

米原市議会議長 松 宮 信 幸 様

議会運営委員会委員長 竹 中 健 一

提案理由

各常任委員会の委員の定数を7人から6人に改めるため、この案を提出するものである。

## 米原市議会委員会条例の一部を改正する条例

米原市議会委員会条例（平成17年米原市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号から第3号までの規定中「7人」を「6人」に改める。

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後最初にその期日を告示される米原市議会議員の一般選挙による改選後の常任委員会について適用し、改選前の常任委員会については、なお従前の例による。

米原市議会委員会条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市議会委員会条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(常任委員会の所属、名称、委員定数および所管ならびに議会運営委員会の委員定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管ならびに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 <u>6人</u></p> <p>ア～コ 略</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 <u>6人</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 <u>6人</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第3条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p>	<p>米原市議会委員会条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(常任委員会の所属、名称、委員定数および所管ならびに議会運営委員会の委員定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管ならびに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 <u>7人</u></p> <p>ア～コ 略</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 <u>7人</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 <u>7人</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第3条以下 略</p>

2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後最初にその期日を告示される米原市議会議員の一般選挙による改選後の常任委員会について適用し、改選前の常任委員会については、なお従前の例による。